

子どもと「面会交流」合意守られず

父親に親権変更

離婚によって別々に暮らす父親と子どもが定期的に会う「面会交流」を認めるのを前提に母親が親権者となったのに、母親の言動が原因で子どもが面会に応じないとして、福岡家裁が家事審判で親権者変更を求めた父親側の申し立てを認めたことが17日、分かった。「母親を親権者とした前提が崩れている。母親の態度の変化を促し、円滑な面会交流の再開にこぎつけることが子の福祉にかなう」と判断した。4日付。

福岡家裁

代理人務めた 画期的と評価

父親側の代理人を務めた清源万里子弁護士(中津市)は「面会交流の意義を重視した画期的な判断」と評価。虐待が判明するなどしなれば、母親が持つ親権が父親に移ることはほぼなく、面会交流を理由に親権者変更を認めたのは全国の家族でも極めて珍しいという。発端は関東に住んでいた30代夫婦の離婚調停。双方が良好な関係だったが、面会交流は長男が拒否する態度を

が長男(現在は小学生)の親権を望んだ。母親は協議中に長男を連れて福岡県へ転居。最終的には、離れて暮らす父親と長男の面会交流を月1回実施するの前提に、母親を親権者とする。2011年7月に合意した。

もともと父親と長男の関係は良好だったが、面会交流は長男が拒否する態度を

みせうまうまかかった。父親側は「母親が拒絶するよう仕向けている」と12年9月に親権者変更などを福岡家裁に申し立てていた。

家裁は家裁内のプレイルームで「試行的面会交流」を2回実施。長男は1回目は父親と2人で遊べたが、2回目は拒否。家裁は、「長男が「マジックミラーでママ見えたよ」といった母指摘した。

親の言動を受け、1回目の交流に強い罪悪感を抱き、母親に対する忠誠心を示すために父親に対する拒否感を強めたと推認するのが合理的と指摘。面会を実施できない主な原因は母親にあるとした。

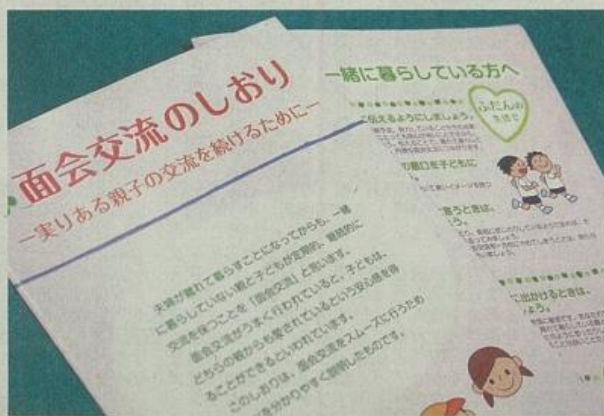
その上で、家裁は親権を父親、監護権を母親へ分けるべきだと判断。「双方が長男の養育のために協力すべき枠組みを設定することが有益。子を葛藤状態から解放する必要がある」とも指摘した。

申し立て、県内も大幅増

離婚などで夫婦が離れて暮らすようになってからも、一緒に暮らしていない親(別居親)と子どもが定期的に交流を続けることは、「子どもが両方の親から愛されている」と感じ、健全な成長に重要とされる。

2012年の民法改正で離婚時に面会交流の取り決めることが規定されたが、取り決めても実現しないケースは少なくない。別居親が「子

家庭裁判所が作成している「面会交流のしおり」。大分でも面会交流を求める調停申し立てが増えている



どもに会いたい」と面会交流を求める調停の申し立ては全国で増加しており、大分家裁(支部含む)でも04年は41件だった申立件数は13年は106件と約2.5倍に増えた。

面会交流支援機関「家庭問題情報センター」(東京)の渡辺直・東京ファミリー相談室代表は「民法改正に伴い面会交流の話をするものが増え、調停に持ち込まれている」と話す。

一般的に離婚後は母親が子どもの親権を持ち、育てることが多い。一緒に暮らす母親への忠誠心から「父親に会いたい」との本音を言えない子どももいるという。

面会交流をめぐっては最高裁が昨年4月、面会の日時や頻度などの方法が具体的に定められている場合は、約束を守らなかつた相手に金銭の支払いを命じる「間接強制」ができるとの初判断を示した。

男女間トラブルを扱う県内の弁護士一人は「約束を守るよう協力する親が増えてくるのではないかと話す」。(藤内教史)